



### 納める人

1月1日現在で土地、家屋及び償却資産を所有する人



### 非課税

- 1 国や地方公共団体等
- 2 公共用道路、墓地、保安林、国立公園又は国定公園内の一定の土地、学校等



### 納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (1.4\%)}$$



### 課税標準

- 1 1月1日現在の固定資産の価格  
(固定資産評価基準により評価され、固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 2 土地、家屋については、原則として3年に1度、評価替えを行います。



### 課税標準の特例

- 1 小規模住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡までの部分）
  - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
    - (1) 今年度の評価額  $\times \frac{1}{6}$
    - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額  $\times \frac{1}{6} \times 5\%$   
(ただし、今年度の評価額  $\times \frac{1}{6} \times 20\%$  を下回る場合は 今年度の評価額  $\times \frac{1}{6} \times 20\%$  とする。)
- 2 住宅用地（住宅が建っている土地のうち200㎡を超える部分）
  - (1) と (2) のうち、いずれか低い額
    - (1) 今年度の評価額  $\times \frac{1}{3}$
    - (2) 前年度の課税標準額 + 今年度の評価額  $\times \frac{1}{3} \times 5\%$   
(ただし、今年度の評価額  $\times \frac{1}{3} \times 20\%$  を下回る場合は 今年度の評価額  $\times \frac{1}{3} \times 20\%$  とする。)

## 固定資産税

### 3 市町村税のあらまし

#### 3 商業地等の宅地（住宅以外の建物が建っている土地など）

下表の負担水準に応じた額

| 区 分     | 負担水準   |  |
|---------|--------|--|
| 商 業 地 等 | 70%～   | 今年度の評価額×70%  |
|         | 60～70% | 前年度の課税標準額を据え置き   |
|         | ～60%   | 前年度の課税標準額+今年度の評価額×5%<br>〔ただし、今年度の評価額×60%を上回る場合は今年度の評価額×60%<br>今年度の評価額×20%を下回る場合は今年度の評価額×20%とする。〕 |

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$

#### 4 農地（田・畑）

(1) と (2) のうち、いずれか低い額

- (1) 今年度の評価額
- (2) 下表の負担水準に応じた額

| 区 分 | 負担水準   |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 農 地 | 90%～   | 前年度の課税標準額×1.025 |
|     | 80～90% | 前年度の課税標準額×1.05  |
|     | 70～80% | 前年度の課税標準額×1.075 |
|     | ～70%   | 前年度の課税標準額×1.10  |

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額}} \times 100 (\%)$$



#### 免税点

| 土 地  | 家 屋  | 償 却 資 産 |
|------|------|---------|
| 30万円 | 20万円 | 150万円   |



#### 納 税

市町村から送られる納税通知書によって、市町村が条例で定める納期（4月・7月・12月・2月の年4回など）までに納めます。